

小牧市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市規則第 1 8 号

小牧市契約規則の一部を改正する規則

小牧市契約規則（昭和55年小牧市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第34条の見出し中「違約金」を「違約金等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、履行の遅延により生じた損害の額が同項の違約金の額を上回るときは、契約担当者は、契約者に対し当該上回る額について、その賠償を請求することができる。

第35条の見出し中「損害賠償」を「違約金等」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。